

各 位

会社名 株式会社NTTドコモ

代表者名 代表取締役社長 吉澤 和弘

(コード:9437、東証第一部)

問合せ先 総務部 株式担当

(TEL. 03-5156-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日 2020 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2020 年 6 月 16 日開催予定の第 29 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役会における経営戦略議論を一層充実させるとともに、事業会社として経営の機動力を更に向上させていく体制を整えるため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設、並びにこれらの変更に伴う条数の変更などを行うものです。

2. 変更の内容

具体的な変更内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	(下級部分は変更固別を小しくねりま	
現行定款	変更案	
第1条~第3条	第1条~第3条	
[条文省略]	[現行どおり]	
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。	
1 取締役会 2 <u>監査役</u> <u>3 監査役会</u> <u>4</u> 会計監査人	 取締役会 監査等委員会 削除] 会計監査人 	
第5条~第18条	第 5 条~第18条	
[条文省略]	[現行どおり]	

	現行定款		変更案
(取締役の	D 員数)	(取締役の	D 員数)
第19条	当会社の取締役は、15名以内とする。	第19条	当会社の <u>監査等委員でない</u> 取締役は、15 名以内 <u>とし、監査等委員である取締役は、</u> 5名以内とする。
(取締役の 第20条	の選任の方法) [新設]	(取締役 <i>0</i> 第20条	り選任の方法) 当会社の監査等委員である取締役及び監 査等委員でない取締役は、それぞれ区別し て株主総会において選任する。
	当会社の取締役は、株主総会において議 決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数の決議によって <u>選任す</u> <u>る</u> 。	<u>2</u>	取締役 <u>の選任</u> は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって <u>行う</u> 。
2	[条文省略]	<u>3</u>	[現行どおり]
(取締役の 第21条	の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。	(取締役 <i>0</i> 第21条	
	[新設]	2	監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2	任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	<u>3</u>	任期満了前に退任した <u>監査等委員である</u> 取締役の補欠として選任された <u>監査等委員</u> である取締役の任期は、 <u>退任した監査等委</u> <u>員である</u> 取締役の任期の <u>満了する時まで</u> と する。
(取締役会 第22条	会) [条文省略]	(取締役会 第22条	∖) [現行どおり]
2	[条文省略]	2	[現行どおり]
3	[条文省略]	3	[現行どおり]
4	取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役 <u>及び各監査役</u> にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。	4	取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。
5	[条文省略]	5	[現行どおり]
6	[条文省略]	6	[現行どおり]

現行定款			変更案
[新設]		<u>(重要な美</u> 第23条	業務執行の決定の委任) 当会社は、会社法第399条の13第6項の定 めるところに従い、取締役会の決議によっ て、同条第5項各号に定める事項以外の重 要な業務執行の決定の全部又は一部を取締 役に委任することができる。
(代表取締役 <u>及び役付取締役</u>) 第 <u>23</u> 条 当会社に、社長1 決議によって取締役	名を置き、取締役会の の中から、選定する。	(代表取絲 第 <u>24</u> 条	帝役 <u>等</u>) 当会社に、社長1名を置き、取締役会の 決議によって <u>監査等委員でない</u> 取締役の中 から、選定する。
	1名 <u>並びに</u> 副社長 <u>及び</u> を置くことができる。	2	当会社には、 $取締役会の決議により、会長 1 名 \underline{K} 名 \underline{K} 3 表 \underline{K} 4 表 \underline{K} 3 表 \underline{K} 4 表 \underline{K} 5 表 \underline{K} 6 表 \underline{K} 7 表 \underline{K} 6 表 \underline{K} 7 表 \underline{K} 7 表 \underline{K} 8 表 \underline{K} 7 表 \underline{K} 8 \underline{K} 9 $
	長及び常務取締役の選 項の規定を準用する。		[削除]
<u>4</u> [条文省冊	各]	3	[現行どおり]
	役会の決議によって、 役若干名を選定するこ	4	社長のほか、取締役会の決議によって、 監査等委員でない取締役の中から、会社を 代表する取締役若干名を選定することがで きる。
<u>6</u> [条文省冊	各]	<u>5</u>	[現行どおり]
<u> </u>	ときは、あらかじめ取 た順序により、他の取 う。	<u>6</u>	社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の <u>監</u> 査等委員でない取締役がその職務を行う。
第 <u>24</u> 条~第 <u>25</u> 条		第 <u>25</u> 条~第	第 <u>26</u> 条
[条文省略]		[現行どおり]

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役の員数) 第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。	[削除]
(監査役の選任の方法) 第27条 当会社の監査役は、株主総会において議 決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数の決議によって選任す る。	[削除]
(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。	[削除]
2 任期満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、前任者の任 期の残存期間と同一とする。	
(<u>監査役会</u>) 第 <u>29</u> 条 <u>監査役会</u> を招集するには、会日より3日 前までに、各 <u>監査役</u> にその通知を発するも のとする。ただし、緊急やむを得ないとき は、この期間を短縮することができる。	(<u>監査等委員会</u>) 第 <u>27</u> 条 <u>監査等委員会</u> を招集するには、会日より 3日前までに、各 <u>監査等委員</u> にその通知を 発するものとする。ただし、緊急やむを得 ないときは、この期間を短縮することがで きる。
2 <u>監査役会</u> に関するその他の事項は、法令 又はこの定款に別段の定めがある場合を除 き、 <u>監査役会</u> において定める <u>監査役会</u> 規則 による。	2 <u>監査等委員会</u> に関するその他の事項は、 法令又はこの定款に別段の定めがある場合 を除き、 <u>監査等委員会</u> において定める <u>監査</u> 等委員会規則による。

現行定款	変更案
(常勤 <u>監査役</u>) 第 <u>30</u> 条 <u>監査役会</u> は、その決議によって常勤 <u>監査</u> <u>役</u> 若干名を選定する。	(常勤 <u>の監査等委員</u>) 第 <u>28</u> 条 <u>監査等委員会</u> は、その決議によって常勤 <u>の監査等委員</u> 若干名を選定する。
(監査役の責任免除) 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる監査役(監 査役であった者を含む。)の損害賠償責任 を、法令の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。	[削除]
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
第32条~第35条	第 <u>29</u> 条~第 <u>32</u> 条
[条文省略]	[現行どおり]
[新設]	<u>附則</u>
	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、第29回定時株主総会終結前の任務を 怠ったことによる監査役(監査役であった 者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限 度において、取締役会の決議によって免除 することができる。

- 3. 変更の日程(予定)
 - ①定款変更のための株主総会開催日 2020年6月16日
 - ②定款変更の効力発生日 2020 年 6 月 16 日